

積算基準(建築工事編)における 中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更の運用

受注者が安心して施工できる環境を整備する観点から、供給の偏りや流通の目詰まりが発生しているナフサを由来とする建設資材(以下、「調達検討資材」という。)について、代替資材を調達した場合や流通経路の見直しによる調達をする場合等に、これらの調達変更により必要となる経費(以下、「別途調達経費」という。)を設計変更により計上する運用を、下記のとおり実施することとする。

1 対象工事

積算基準(建築工事編)により積算した建築工事、電気設備工事、機械設備工事、昇降機設備工事及びその他の関連工事

2 調達検討資材

調達検討資材は、供給の偏りや流通の目詰まりが発生しているナフサを由来とする建設資材とする。

具体的には、塗料(さび止め塗料、塗料用シンナー等を含む)、防水材(シーリングを含む)、断熱材(押出法ポリスチレンフォーム等)、硬質ポリ塩化ビニル管、構造用合板などの資材が想定される。一般財団法人経済調査会や一般財団法人建設物価調査会等の機関により、中東情勢の影響を受け、供給面での懸念や価格上昇の動きが顕在化していると公表されている資材を対象とすることを基本とするが、建設資材の流通状況は日々変動するため、受注者から調達検討資材に関する追加等の協議の申出があった場合には、本運用の趣旨を踏まえ誠実に協議に応じることとする。

3 別途調達経費

別途調達経費は、次の(1)、(2)の場合における調達変更により必要となる経費をいう。労務費、機械器具費、仮設材費は対象としない。材料費に連動する積算基準 2.2.2 によるその他経費(以下、「その他経費」という。)、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更は行わないものとする。

(1) 調達検討資材の代替資材を調達した場合

(2) 設計図書どおりの調達検討資材を調達するために、流通状況を踏まえた調達経費が別途必要となる場合(受注者が流通経路を見直して調達した場合も含む)

4 手続き

(1) 本運用の対象工事である旨を、特記仕様書に記載する。

(2) 工事発注時点で、調達検討資材を想定し、発注者は特記仕様書に対象となる調達検討資材を別記 1 の記載例を参考に明示する。既契約工事においては、受発注者間の協議の上、調達検討資材を設定する。

(3) 代替資材の調達又は流通状況を踏まえた調達経費が別途必要となる調達をせざるを得ない場合には、受注者は、購入する前に「調達検討資材に関する協議書(様式 1)」を監督員に提出し、協議する。調達検討資材を直ちに購入契約する必要がある等、迅速な対応が求められる場合に

は、口頭、電子メール等により協議することも可能とするが、事後、遅滞なく書面により協議するものとする。

- (4) 設計変更に際し、受注者は「調達検討資材に関する実施報告書(様式2)」、調達時期、購入数量、購入単価が記載された実際の取引伝票、見積書、請求書等(以下「証明書類」という)の資料を監督員に提出する。
- (5) 代替資材を調達する場合、受注者は、代替資材が設計図書で求める機能や品質等を満足していることが確認できる資料(カタログ等)を監督員に提出する。
- (6) 設計変更にあたっては、設計図書に代替資材の規格・仕様の記載又は流通状況を踏まえた調達経費を別途必要とする調達をした旨を別記2の記載例を参考に記載する。なお、代替資材を調達する場合、設計者や施設管理者等との協議など、通常の設計変更と同様の手続きが必要なことに留意すること。
- (7) 妥当性が確認された別途調達経費について契約変更の対象とする。受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、契約変更の対象としない。
- (8) 本運用による設計変更内容は、工事請負契約約款第26条(スライド条項)の対象外とする。
- (9) 設計変更に伴って必要となる工期は、適切に変更を行うこと。
- (10) 受注者より疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。

(別記1)発注時の特記仕様書における記載例

1.6 備考

- (1) 本工事は、中東情勢の変化等により供給の偏りや流通の目詰まりが発生しているナフサを由来とする建設資材(以下「調達検討資材」という。)について、調達変更に伴い必要となる経費が生じた場合、設計変更により計上することができる工事である。

ア 調達検討資材は、塗料(さび止め塗料、塗料用シンナー等を含む)、防水材(シーリングを含む)、断熱材(押出法ポリスチレンフォーム等)、硬質ポリ塩化ビニル管、構造用合板などの資材を想定している。

イ ア以外の調達検討資材は以下とする。

資材名	仕様・規格
・	
・	

ウ ア及びイによりがたい場合は、監督員と協議するものとする。

エ その他の詳細は町田市ホームページを参照すること。

https://www.city.machida.tokyo.jp/jigyousha/nyusatsu/eizen/tyuutou_kennsetushizai.html

(別記2)設計変更時の設計図書における記載例

中東情勢の変化等による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更 変更一式

代替資材	資材名
流通状況を踏まえた調達経費が 別途必要な資材	資材名

※代替資材を調達した場合は、通常の設計変更と同様に設計図書に特記する。

5 積算方法

(1)設計変更を行う対象数量

- ・工事設計内訳書の数量のうち、供給の偏りや流通の目詰まりが発生し、従前の流通経路により円滑な調達が困難となっている期間に該当する数量を、設計変更を行う対象数量とする。

(2)設計変更に用いる材料単価

- ・受注者から提出された証明書類に記載された購入価格を使用する。
- ・実際の購入価格が一般的な実勢価格と大きく乖離する場合は、受注者に対し、必要に応じて追加資料を求め、その妥当性を確認する。
- ・妥当性が確認できない場合は、購入時期の定期刊行物等に掲載されている価格を使用することができる。

(3)別途調達経費の算出法

- ・(2)で算出した材料単価と設計変更前の積算の材料単価の差額に(1)の対象数量を乗じ、さらに材料費に連動するその他経費を加算して求める。
- ・設計変更前の積算の材料単価は、市場単価については市場単価方式へ移行する前の歩掛り等を参考に求める。単位施工単価は、ベース単価の材料費の割合を使用し、求める。
- ・材料費を抽出して確認することが困難な材工一式の単価の場合は、材料費以外の価格の変更が含まれていない証明書類の提出を受注者に求め、それをもとに別途調達経費を計上することができる。

(4)設計変更のタイミング

- ・設計変更は、精算変更時(既済部分がある場合には、既済部分の精算変更時、指定部分がある場合には、その指定部分の精算変更時)に行うことを基本とする。

6 適用

本運用は、2026年10月1日以降に起工する工事に適用する。

なお、2026年10月1日以前に起工した工事(既契約工事を含む)については、受発注者間で協議が整ったものから適用する。この場合において、受注者が既に購入した調達検討資材についても、協議の上、対象とすることができる。この場合の手続きについては、4(3)の規定にかかわらず、様式2の実施報告書等により協議を行うものとする。

様式 1

調達検討資材に関する協議書

種別	資材名	仕様・規格	対象数量	購入時期 (○年○月)	調達予定 価格	中東情勢の影響	添付書類 番号
①	(例) 鋼管	○○	○m	○年○月	○円	ナフサの影響により塩ビ管の入手が困難	1
②	(例) 塗料用シナー	○○	○L	○年○月	○円	ナフサの影響による価格改定	2
②	(例) 塩ビ管	○○	○m	○年○月	○円	ナフサの影響による受注制約	3
②	(例) 断熱材	○○	○m ²	○年○月	○円	ナフサの影響による納期遅延	4

(注)

1. 種別は、①又は②を記入する。

① 調達検討資材の代替資材を調達する場合

② 設計図書どおりの調達検討資材を調達するために、流通状況を踏まえた調達経費が別途必要となる場合(受注者が流通経路を見直して調達した場合も含む)

2. 添付書類は、調達時期、購入数量及び購入単価が確認できる実際の見積書の写しを監督員に提出する。①の場合は、代替資材が設計図書で求める機能や品質等を満足していることが確認できる資料(カタログ等)を併せて監督員に提出する。

3. 材料費を抽出して確認することが困難な場合は材工一式価格でもよいが、別途調達経費に該当しない費用(労務費、機械器具費及び仮設材費)の増加費用は含めないこと。

様式2

調達検討資材に関する実施報告書

種別	資材名	仕様・規格	対象数量	購入時期 (○年○月)	購入価格	中東情勢の影響	証明書類	証明書類 番号
①	(例) 鋼管	〇〇	〇m	〇年〇月	〇円	ナフサの影響により塩ビ管の入手が困難	取引伝票	1
②	(例) 塗料用シンナー	〇〇	〇L	〇年〇月	〇円	ナフサの影響による価格改定	見積書	2
②	(例) 塩ビ管	〇〇	〇m	〇年〇月	〇円	ナフサの影響による受注制約	請求書	3
②	(例) 断熱材	〇〇	〇m ²	〇年〇月	〇円	ナフサの影響による納期遅延	請求書	4

(注)

1. 種別は、①又は②を記入する。

① 調達検討資材の代替資材を調達した場合

② 設計図書どおりの調達検討資材を調達するために、流通状況を踏まえた調達経費が別途必要となった場合(受注者が流通経路を見直して調達した場合も含む)

2. 証明書類は、調達時期、購入数量及び購入単価が確認できる実際の取引伝票、見積書、請求書等のうち、必要なものの写しを添付すること。

3. 材料費を抽出して確認することが困難な場合は材工一式価格でもよいが、別途調達経費に該当しない費用(労務費、機械器具費及び仮設材費)の増加費用は含めないこと。